

3-3. 計量検定所からの伝達事項

千葉県計量検定所
企画指導課

A 平成 18 年度 環境計量証明事業者立入検査の結果について

1 実施期間及び実施事業所数

- (1) 実施期間 平成 19 年 2 月 6 日～平成 19 年 3 月 13 日(延べ 11 日間)
- (2) 実施事業所数 20 事業者

2 実施結果(指摘事項内訳) ※【 】内の数字は該当事業者数

(1) 指導書交付(7 事業者)

- ・ 計量証明事業規程の全般的見直し【2】
※平成 19 年度改善確認のため立入検査実施予定
- ・ 登録簿記載事項と実態の不一致(設備)【3】
- ・ 現状の設備一覧表が未作成【1】
- ・ 濃度計(特定計量器)校正用標準物質の未整備【1】
※濃度計を取引または証明における計量に使用する際は、計量法第 18 条、施行令第 9 条・別表第 2 及び施行規則第 3 条の規定により、標準物質(JCSS マーク付き)により校正し、使用する必要があります。
- ・ 計量証明書の保存年数が不適切【1】

(2) 口頭指導(18 事業者)

① 計量管理者に関すること

- ・ 細則において正副の役割分担が未記載【2】

② 事業規程に関すること

- ・ 社内規程(品質管理規程)と細則がリンクされていない【1】

③ 技術向上・教育に関すること

- ・ 講習会等の出席記録を保管のこと【2】
- ・ クロスチェック参加を検討のこと【1】
- ・ クロスチェック参加結果記録が規程上の様式で保管されていない【2】
- ・ 個人別の実務経験・教育記録の整備不十分【6】

④ 設備に関すること

- ・ 濃度計(特定計量器)校正用標準物質が一覧表未記載【1】
- ・ (音圧, 振動) 自社で行えない性能試験の未実施【1】
- ・ 日常記録の内容を整備すること【1】
- ・ 設備台帳の記載事項が不十分(点検記録, 製造年月, 計量証明検査)【7】

※一機種・一様式で作成すること。製造番号, 製造年月, 検定・計量証明検査・重要な点検等の記録(外部に依頼した点検記録は一緒に保管)をする。

⑤ 計量の方法に関すること

- ・ビュレット滴定量の読み取りが不適切(最小目盛の 1/10 まで読み取ること)【1】
 - ・検量線の作成が不適切(3点で作成)【2】
 - ・測定回数が不適正(細則に定めなく回数減, 1回のみ)【3】
- ※原則は 2 回(pH は 3 回)以上。JIS で回数が定められているものはそれに従う。同一箇所で証明実績が多いものは細則で定めた上で回数を減じることが可能。

⑥ 計量証明書の発行に関すること

- ・(音圧, 振動)騒音計に係る防風スクリーン使用の旨が未記載【2】
 - ・pH測定時の温度が未記載【1】
 - ・外注に係る記載が不十分【1】
 - ・計量の対象及び方法の記載が不適切(略語記載, 年号抜け)【2】
 - ・計量証明対象外物質の記載が不十分【2】
- ※大腸菌群数等を計量証明書に他の対象物質と一緒に記載せざるを得ない場合は「〇〇(※印)は計量法第 107 条の計量証明対象外です」と明確にする。また, 対象外物質のみで計量証明書を発行しない。
- ・計量の結果, 計量証明書に係る電子媒体使用時の保護規定が細則に未整備【5】
 - ・原始データから証明書までの関連または転記記録が不明確【4】
- ※原始データ等にも証明書発行番号を記載し, 関連性を明確にする。
- ・記録類の保存に係る事業規程の規定事項と社内規格との整合性をもたせること【1】

B 平成 19 年度 環境計量証明検査の結果について

1 実施期間

平成 19 年 4 月 16 日～平成 19 年 4 月 17 日(延べ 2 日間)

2 検査結果

特定計量器種類	登録事業者数	検査事業所数	登録器数	検査器数	不合格数
振動レベル計	19	13	70	42	0
合計	19	13(13)	70	42	0

※検査事業者数の()内の数字は受検者実数

検査対象外: 通知発送後に廃棄または更新に伴う削除により変更の届出をした計量器
 免除: 平成 18 年 10 月～平成 19 年 4 月に検定等合格の計量器は, 計量法第 116 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 29 条第 2 項別表第 5 に規定する計量証明検査を受けることを要しない期間に該当します。

以上の計量器は事業者から届出書提出の上, 計量証明検査免除としました。

C 事務連絡

1 変更届出(登録申請書記載事項変更届, 事業規程変更届出書)等の記載, 提出について

- (1) 「2 変更のあった事項」の記載は新旧対照を明確に記載してください。
- (2) 事業規程の中で変更の多い「組織, 計量管理者の氏名及び設備」は別紙扱いとすることができます。この場合, 登録申請書記載事項変更届提出時に該当の別紙を添付の上, 差し替えすることとします。
- (3) 様式は計量法施行規則で規定されていますので, 提出時に文面等を確認してください。

2 電子申請・届出システム(千葉県ホームページ内)の利用促進について

- (1) 平成18年度分計量証明事業者報告書提出事業者数(環境計量証明事業者のみ) 1件
- (2) 様式のダウンロードもシステムから利用可能

3 平成20年度計量証明検査の予定について

- (1) 実施予定時期 平成20年4月
- (2) 対象特定計量器 ガラス電極式水素イオン濃度指示計, 精密騒音計及び普通騒音計
- (3) 免除の取扱い
 - ① 平成19年10月から平成20年3月までの間に検定または基準適合検査合格の計量器
 - ② 平成20年4月から平成20年9月までの間に検定有効期限到来
…平成20年4月実施予定の指定検定機関による巡回検定を受検